臺灣新民報 夕刊
昭和十五年五月九日第二種郵便物認可　昭和十五年五月十四日（火曜日）
五月十三日
夕刊定價一部二錢
臺北市表町二丁目一番地　臺灣新民報社
臺北支局　臺中支局　臺南支局　高雄支局　花蓮港支局　大阪支局　東京支局

神戸のお泊りは
ホテル
六甲ハウス
交通至便
靜な部屋
良い料理
六甲山上市六甲

マジノ線北端佛陣に獨逸軍活潑なる攻撃

佛國軍發表

【パリ十二日發同盟】フランス軍司令部は十二日マジノ線北端ベール附近陣地に對しドイツ側が活潑なる攻撃を行つたがフランス側は右はマジノ線に加へられた最初の組織なる攻撃として居り自軍戰線の強化なりとなしつつある發表である

【パリ十二日發同盟】フランス軍司令部發表

一、オランダにおける十二日の戰況に關しては別に變化なしつつあり敵飛行機は地上部隊に對力な援助を與へた

一、ベルギーにおいてはマストリヒト西北地區の敵は後退を繼續したが敵飛行機の活動は大變激烈であつた

一、中部ベルギーにおいて聯合軍と獨逸軍との間に激戰が展開されたがドイツ軍指揮官はこれに增援を加へた

一、ドイツ軍はマジノ線對面地區陣地を攻撃し來つたがその他のマジノ線に對する偵察及び砲撃は平穩であつた

フランス軍北方で敵と接觸を持つた地上部隊は敵に對し多大の損害を與へた

十一日中にフランスの航空部隊に對し敵機撃墜三十機にのぼつた

西部戰線愈よ酣

獨軍猛進聯合軍反撃

【パリ十二日發同盟】十二日パリに達した獨佛方面の戰況左の通りである

一、現在の戰況としては獨逸は突破口を開出せんとする英、佛、蘭、白軍の反撃に遭つて戰線はなほヤザール、モーゼル兩河以北四百八十粁に亙つた

一、西部戰線南翼に於ては獨逸は十一日ブオール、バツハ、ヴオージエ山脈間六十粁に亙つてマジノ線突破、佛軍と戰闘を繼續されつつある

一、オランダに於てはイーセル河の線、戰線地は未だ獨軍の手中に落ちた地區なく獨軍は同地區の手に殺到した

一、ベルギー戰線に於てはリエージュを中心に獨逸は强力部隊を以て南北から攻撃を加へ來たりとの報道は兩方面共に誇大されたものである

一、ベルギー戰線に於てはリエージュ攻撃を中心に獨逸は强力部隊を以て南北から攻撃を加へ來たりとの報道は兩方面共に誇大されたものである

一、オランダ北方に於ては獨軍はオランダ軍の後方を衝くべく一部は既に南西オランダ諸島に上陸した

一、イーセル河方面に於ては獨逸は依然として强力なる砲撃を繼續して居り

ツベーラインを越えて南方のベール地方の陣地に迫つた

一、ベルギーのベラセルトからアルベール運河を越えリマーストリヒト西南國境附近にあるリエージュ要塞の一大要塞たるニベメール陣地も敵の手に歸した

一、ルクセンブルグ國全土は既に獨軍の手中にある

一、我が空軍は獨逸軍基地を攻撃し獨逸百二十機撃墜の戰果を擧げ我が方の損害は僅に三十五機を數へた

【ベルリン十二日發同盟】ドイツ軍司令部發表―西部戰線における獨軍の攻撃は敵に依り强烈に抵抗されて居るが獨軍は多大の戰果を擧げつつある

【ベルリン十二日發同盟】南ベルギー方面ではドイツ軍の進撃は敵の頑强な抵抗に阻まれて遲延は多少餘儀なくされたが北部オランダ方面では獨逸空軍が北部オランダ軍に對する攻撃を繼續して敵軍の抵抗を粉砕し二日間で百二十キロを突破北部オランダを席捲して十二日遂に北部濕地のハルリンゲンに到達した、更に十二日には同方面の要衝グローニンゲンを陷落したのでここに北部オランダは僅か二日間でドイツ軍の手中に歸する事となつた

南西和蘭諸島へ
獨軍落下傘戰術

【ニューヨーク十二日發本社特電】ドイツ陸上部隊はオランダ國境より突破、一擧に敵地に進入せんとしたがオランダ軍は敵侵入に

ル國全土を掌握

獨軍發表

【ベルリン十二日發同盟】ドイツ軍司令部發表―西部戰線における獨軍の攻撃は愈よ强化されつつあり

一、オランダ北方においては既にグローニンゲンを占領した上更に北部オランダ諸島に對しても攻撃を開始した

一、イーセル河方面に於ては獨逸軍と敵軍はユトレヒト北方八粁のアーメルスフオールトとアルンヘム西方二十四粁のレネンを結ぶ所謂ピーター・ラインを越えて南方のベール地方の陣地に迫つた

一、ベルギーのベラセルトからアルベール運河を越えリマーストリヒト西南國境附近にあるリエージュ要塞の一大要塞たるニベメール陣地も敵の手に歸した

一、ルクセンブルグ國全土は既に獨軍の手中にある

一、我が空軍は獨逸軍基地を攻撃し獨軍百二十機撃墜の戰果を擧げ我が方の損害は僅に三十五機を數へた

【ベルリン十二日發同盟】ドイツ軍司令部發表―西部戰線における獨軍の攻撃は敵に依り强烈に抵抗されて居るが獨軍は多大の戰果を擧げつつある

【ベルリン十二日發同盟】南ベルギー方面ではドイツ軍の進撃は敵の頑强な抵抗に阻まれて遲延は多少餘儀なくされたが北部オランダ方面では獨逸空軍が北部オランダ軍に對する攻撃を繼續して敵軍の抵抗を粉砕し二日間で百二十キロを突破北部オランダを席捲して十二日遂に北部濕地のハルリンゲンに到達した、更に十二日には同方面の要衝グローニンゲンを陷落したのでここに北部オランダは僅か二日間でドイツ軍の手中に歸する事となつた

南西和蘭諸島へ
獨軍落下傘戰術

【ニューヨーク十二日發本社特電】ドイツ陸上部隊はオランダ國境より突破、一擧に敵地に進入せんとしたがオランダ軍は敵侵入に

北部和蘭二日間で
獨軍の手中に歸す

【ベルリン十二日發同盟】ドイツ軍司令部發表―西部戰線における獨軍の攻撃は愈よ强化されつつあり

一、オランダ北方においては既にグローニンゲンを占領した上更に北部オランダ諸島に對しても攻撃を開始した

一、イーセル河方面に於ては獨逸軍と敵軍はユトレヒト北方八粁のアーメルスフオールトとアルンヘム西方二十四粁のレネンを結ぶ所謂ピーター・ラインを越えて南方のベール地方の陣地に迫つた

一、ベルギーのベラセルトからアルベール運河を越えリマーストリヒト西南國境附近にあるリエージュ要塞の一大要塞たるニベメール陣地も敵の手に歸した

一、ルクセンブルグ國全土は既に獨軍の手中にある

一、我が空軍は獨逸軍基地を攻撃し獨軍百二十機撃墜の戰果を擧げ我が方の損害は僅に三十五機を數へた

瑞典全土に亙り
燈火管制を實施

【ストックホルム十二日發同盟】スエーデン政府は十二日左の如き布告を發表した

【ニューヨーク十二日發同盟】スエーデン政府は十二日突如次の如き燈火管制を實施する旨を發表した

一、ドイツ軍の英佛海峽沿岸の飛行場よりの發進を容易ならしめる爲め

一、デンマーク領各基地にあるドイツ空軍の活動がこの一兩日俄かに活潑となつた

一、バルチック沿岸には依然ドイツの大軍が集結中である

瑞典異常な緊張

敵百七十三師潰滅

殆ど一兵も殘さず

米國國防を擴充

【ニューヨーク九日發本社特電】イタリーの參戰は全米の大勢を變化せしめるものとして各方面に多大の影響を與へたが特に注目すべきは米國政府當局者がイタリーの參戰を契機として國防を飛躍的に强化しようとする點である、即ち米國政府は從來の國防計畫を變更し陸軍航空隊の增强を第一義とし陸軍航空隊の增强を第一義とし陸軍航空隊の增强を第一義とし

窓口は直ぐ賣切れ 物凄い報債人氣

勸銀は豫約でのほほん

北支戰線では一五日以降に限定して一般公募と発表されたが、東京では六日朝から人氣を呼び、各銀行とも午前中に殺到した人々で一杯となり、午後一時には全部賣切れとなつた。

三百二十枚

一人平均四枚宛の割當しか得られなかつた人々は一層の奮發

【東京十三日發同盟】一千億の第一回國債の募集に應じ、勸業銀行本店を始め各支店、出張所、代理店及び郵便局等では、いよいよ十五日朝八時から一般に賣出し最後の申込合せに應ずるが、十四日の賣出しを前に、既に申込の殺到が豫想されるので、各銀行とも十四日午後一時から賣出しの分の申込を締切つた。

【東京十三日發同盟】勸業銀行では十四日午後一時から賣出しの分の申込を締切つたが、その内譯は東京支店一八、八〇〇枚、二、一〇〇枚、その内譯は東京支店一八、八〇〇枚、四三〇、横浜支店十四萬三、六〇〇、五萬圓一、八〇〇、橫濱支店十萬圓一、七六〇、五萬圓二、八八〇、橫濱支店分十萬圓二、四八〇、五萬圓一、二四〇、名古屋支店十萬圓四、一五〇〇、五萬圓二、一〇〇となつてゐる

【東京十三日發同盟】勸銀の發表によると、十四日午後一時までに賣出しを終つた分は、東京支店一八、八〇〇枚、五萬圓分二、三五〇枚、橫濱支店一、八〇〇、橫濱支店分一、七六〇、五萬圓分二、二〇〇枚、名古屋支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、大阪支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、神戸支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、京都支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、廣島支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、小樽支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、札幌支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、仙臺支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、新潟支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、金澤支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、長野支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、靜岡支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、福岡支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、熊本支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、鹿兒島支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、那覇支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、函館支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、旭川支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、釧路支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、帯廣支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、青森支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、秋田支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、山形支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、盛岡支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、仙臺支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、福島支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、水戸支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、宇都宮支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、前橋支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、高崎支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、甲府支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、長野支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、靜岡支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、名古屋支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、岐阜支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、津支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、大津支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、京都支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、大阪支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、神戸支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、和歌山支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、岡山支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、廣島支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、山口支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、德島支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、高松支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、松山支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、高知支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、福岡支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、佐賀支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、長崎支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、熊本支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、大分支店一、一〇〇、五萬圓分一、三七五枚、宮崎

國民體力管理の理想とその實際

昭和十八年には乳兒に迄及ぶ

「國民體力管理」とは「國民體力の現狀を把握し、これが向上發展を圖ること」であるが、その實際に就いては、體位の向上發展を圖るべき對象として、各方面の法令で規定されてゐますが、この國民體力管理法なるものは、未だ世に發表されてゐないので、まことに注目すべき時代の到來といふべきであります

×

國民體力管理なるものは今まで「體位」「體格」などと呼ばれてゐたものと何が違ふのかといふ點にもよりませんが、大體、體位、體格は、主として、身體の方面に於ける能力が不足の場合に使はれてゐるやうであります、しかも體位、體格の場合は、主として、身體の能力が低いといふ意味に使はれてゐるやうであります

×

ここに於て國民體力管理の問題が重要視されるわけで、その方法としては國家が一定に一般の體力を向上發展せしめるべく施設をなすべきは勿論、その結果を表彰する制度をも設けるべきであります

×

體力檢査は成年者として前期は徴兵檢査にあたつて施行されてゐますが、後期は、工場、鑛業所、學校、官廳等に於て施行されることになります、檢査の施行者は、民間團體の役員を除く其他の男女のすべてで、從來、兵役に編入せざる者、又は兵役を免除された者、若くは兵役を終つた者、又は豫備役、後備役、國民兵役に編入せざる者、又は兵役を終つた

星そら (43)

……上演上映各國禁……

井伏鱒二
小林秀恒

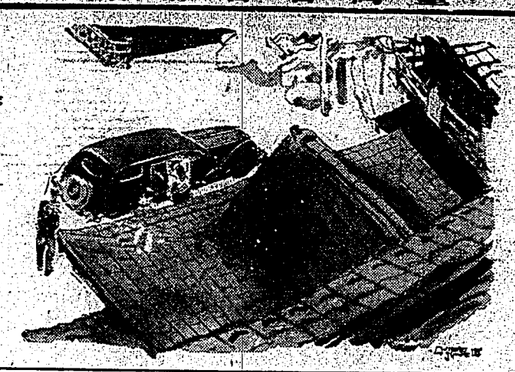

水上温泉（七）

翌朝、藤枝民雄の姿で目をさました。トシがもう朝湯に行って来たと見え、それは眩ゆさうな彼女の姿であつた。

「まあ、眠い顔ですこと……石鹸も歯磨も、そんな形をなくなつてゐられる。ここでは誰も、こんなのかしら……」

すると女中の聲で

「お客様御目覚いますか。川魚で御座いますが……」

とさうつた。

「さあて、御飯を食べたいわね……でも、昨日の晩はごちそうだつたから、今朝はなるべく質素なのがいいわ」

「お客様で御座いますから、御口に合ふかどうか存じませんが、川魚の水がひやつこいうちだけで御座いますから……」

「まあ、嬉しいのね……昨晩水だから、川魚が立つんだ……」

藤枝民雄は笑いながら廊下から出て行つて、

「川魚かなんつて偉そうな」

とシコひとから聞こえるやうな。トシコは廊下の障子に顔をかけ、その時に膳を持つた女中が立つてゐた。

「おはう御座いますか」

女中が藤枝民雄に挨拶した。トシコは一と目見ると、

「お早う御座いますか」

とさうつた。

しかしその挨拶は、いつも客社で目慣れた挨拶の様な感じはしなかつた。彼女は藤枝民雄の前に出ると、とことまでもすべてが無邪気と心得てゐる。

藤枝民雄はトシコと並んで膳の前に座をかけ、川づらにむかつてゐる淺い川幅に目を移した。なる程と川の石垣も、植込も、すつかり川魚のなかに没してゐる。

「こりや驚いたな、川魚だ……」

藤枝民雄が感嘆して見てゐると、傍から女中が説明した。

「この川魚は、夜分でも立ちにゆることが御座いますから、もつともつと淺い所へまんなさに出ていてまりますと自分の姿が映りますが……」

「つまり、鏡のなかに映るのだね」

「左様で御座いますから、鏡のなかに映る大人達で御座います」

どこかで洋楽の歌が聞えた。

それで女中が立ち去ると、藤枝民雄もシコに立つた。

（第二種郵便物認可）（四）

新綠の旅を思ふ

田部重治

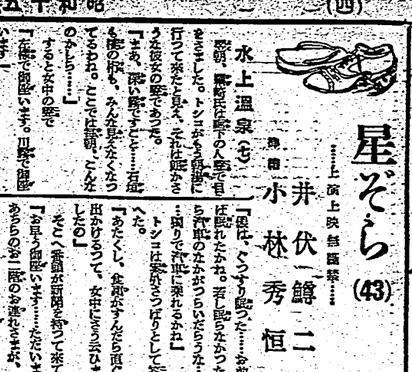

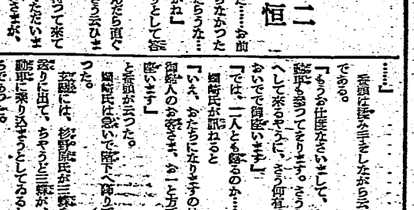

臺灣日日新報　第一万四千四百二十八號　A　(一)

(第二種)　昭和十二年九月十五日　(水曜日)　大正五年六月一日　臺灣日日新報

臺灣新報

日本夕刊共十二頁

和蘭の聲明不履行
帝國は容認し難し
事態の眞相を糾明せしむ

【東京十三日發同盟】オランダ政府が自らその聲明と異なり蘭領西印度のキュラサオ、ボネール兩島の上陸を許可したその共同決議に反した蘭領西印度に反抗する態度に出たものであるとして帝國政府は十三日ライクリング在京オランダ公使館一等書記官を外務省に招致、厳重抗議を申入れるとともに、オランダ政府が西印度に英國軍艦を入港せしめたことはアルバに日独の飛行艇があり此處にドイツ人が上陸を強行しようとするが如き事態を惹起するおそれがあるとの理由に基くものであるが、これらの諸點は何れも事實に反するものであり、今回の英國軍艦の入港は單に表敬訪問に過ぎないことは英國政府自らの聲明するところであり、オランダ政府が英國軍艦の入港を許可したことは蘭領西印度の中立を侵すものではない、帝國政府は蘭印當局の今次の措置は蘭印の中立を侵すものと認めざるを得ないと共に、蘭印當局が帝國の抗議を容認し難しとなし、事態の眞相を糾明せしむる方針を決定した

英は蘭印に對し
干渉せざること確約

【東京十三日發同盟】去る十一日英大使は十二時半外相を訪問、蘭印の安危に關する英國政府の關心に對し重ねて注意を喚起するところがあつたが、これに對し有田外相は蘭印當局は英國の關心に對し十分考慮を拂つてゐるものと信ずるが、英國政府としても蘭印の中立を侵すが如き措置を執らざるやう切に希望すると答へ、更に蘭印當局と英國當局との間に協議が行はれてゐるやうな事實はないと思ふ

西歐の空に活躍
強大な獨逸空軍
バルカン經濟戰とドナウ河の輸送能力

【ニューヨーク十二日發電通信】ドイツ軍なやがて英國侵略を開始して、この方面の戰爭が開始されたならばロンドンにおいて空襲警報が發せられ又國民一般に防空演習が施されるであろうと豫想されている。

【ロンドン十二日發同盟】英國空軍當局は十二日午後二時半ベルギー國境地帶に於ける獨逸空軍の活動に關し次の如く發表した。

一、國境地帶に於ける獨逸空軍の活動は十二日午前に於ても引續き熾烈を極めた。

二、英國空軍は獨逸空軍の攻撃に會ふを豫期せず、

（以下略）

我再聲明を歡迎

【ベタゲイヤー十二日發同盟】獨逸の政治經濟の中樞を握れる獨逸國防軍最高司令部は十二日の獨逸國防軍最高司令部發表に關し聲明した。

一、獨逸國防軍最高司令部は十二日の發表に於て英國が獨逸の現在の封鎖を以て獨逸に對する飢餓戰爭であるといふ如き誤解を與へないやうに獨逸國民に對し英國の攻撃を正しく認識せんことを要求する。

（以下略）

國際河川ドナウ

ドナウ河はドイツ南部オーストリア・ハンガリー國境を源とし國境を流れ黒海に注ぐ國際河川で、ドナウ河流域國はドイツ、ハンガリー、ユーゴスラヴィア、ブルガリア、ルーマニア（ルーマニアは流域國ではないが）、トルコ、ギリシヤ、英國、フランスの諸國も關係を有し、その流域國共同委員會が存在し航行に關する國際的取極が行はれてゐるが、殊に第一次歐洲大戰後ドナウ河航行の自由を確保するために國際委員會が設けられ、ドナウ河の航行は全く自由となつた。

青きドナウ

「青きドナウ」は昨日「白きドナウ」であつた、昨年十一月頃から同河は二尺乃至四尺の大氷塊に閉ざされ、ドナウは殆ど全面氷結してゐた、「記者は本年一月末、ブカレストからソフィアへの途上、鐵道のため氷結河の利用が中止されてゐるこのドナウ河を、十五分の汽車に乘り小舟を浮かべ、氷の上を渡り、と言つて氷塊を踏み越えて渡つたことがある、即ち氷塊の上を渡つたのである、

地方長官會議第七日

第七日目地方長官會議は九日午前九時より內務省會議室に於て開會、警察部長、拓相の訓示あり午後は左の次第にて翌朝に於て閉會した。

【警察部長會議】

〝派遣軍將兵に告ぐ〟
中華日報滿腔の贊意

時評
切符配給の問題
金原賢之助

日支
最近

抗日

東亞

第十八回 夏の京濱會 五月十五日 十六日 十七日
何かしら勇躍を感ずる進展的な氣持 そしてどこまでも正しく堅實な明るさ
本場薩摩上布 夏大島上布 小千谷縮
これすべて明日への發展
お誂神用平呉友禪—特價提供
福田呉服店

クリコ カケタ 一ネン セイ

松山合同運輸會社

第一期決算公告

西尾商會

第四期營業報告

大有物產會社

第十九回決算

第一期決算公告

日本郵船株式會社

辰和丸 辰春丸

辰馬汽船株式會社

大連汽船株式會社

東亞海運株式會社

大阪商船株式會社

羅東運輸株式會社

花園莊ホテル

南門藥局 合資會社 臺北市南門町二丁目一番地 電話五三六番

森醫院 內科 新起町三丁目五五番地 電話五三二番

宮島醫院 本町二丁六九番地 電話五六四番 耳鼻科 咽喉科 入院室完備 院長醫學博士宮島靖

第十八回 夏の京選會 五月十五日 十六日 十七日
何かしら勇躍を感ずる進展的な氣持 そしてどこまでも正しく堅實な明るさ
本場薩摩上布 夏大島上布 小千谷縮
これすべて明日への發展
お誂神用平呉友禪—特價提供
福田呉服店

ニューゼ 動脈硬化 ブルトーゼ
各帝大病院常備藥 造血アウトホルモン
ブルトーゼの强大なる造血作用とヨードの增强作用により病的組織の改善と滯出液の吸收に奏效し特に腦腎質・脊力減退・中耳疾患殊に慢性腸炎等に奏效あり
小瓶 二·三〇 大瓶 五·三〇

虫による國民保健運動
虫下し マクニン
のみ易く よく效いて 苦がない
學童の保健策 職員會議も 兎に角一決 虫下し

タバコのみの 齒磨スモカ

集作名短小快武 名作文庫
大衆作家の讀切傑作揃ひ!! 四六判 三百頁平均
捕物傑作全集（全六卷）
ユーモア小說傑作集（全六卷）
仁俠小說傑作集（全六卷）
探偵小說傑作集（全六卷）
各卷定價七十錢（六錢） 東京市日本橋區本町三丁目 博文館

利潤統制の問題

經濟學博士　楫崎敏雄

一期米に對しては完全なる管理を行ふ

島民各層の理解と協力を要望

總督府　山本米穀局長談

本年一月米島内の米穀の需給調節に關しては、一期米について、總督府は島内の米穀の需給調節の爲に、一期米の全部を買上げ、之を島内の必要數量に應じて配給することとなつたのであるが、こゝに山本米穀局長は語る

本年一月米島内の米穀の需給調節に關しては、一期米について、總督府は島内の米穀の需給調節の爲に、一期米の全部を買上げ、之を島内の必要數量に應じて配給することとなつたのであるが、こゝに山本米穀局長は語る

一期米こそは今日迄に於ける苦い經驗に鑑み再び配給の混亂を來すことなきやう特別の施策を講ずる要の且つ最も重要なものであるから臨時措置として此の一期米は政府の管理下に置き總督府の指示によつて之が處分をなさしむること

(1)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ消費米の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(2)　米作農家並に地主の團で供出の叓の販賣可能數量の指定する叓擔業者又は農産倉の團體に販賣せしめること

(3)　叓擔業者又は農産倉の調整した玄米は總督府の買上げないものゝ一雖も總て實質上總督府の管理下に置き總督府の指示によつて之が處分をなさしむること

(4)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(5)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(6)　米穀の配給に關しては米作農家並に地主の團體又は農産倉の團體に於て實質上總督府の管理下に置き總督府の指示によつて之が處分をなさしむること

(7)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(8)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(9)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(10)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(11)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(12)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(13)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(14)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(15)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(16)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(17)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(18)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(19)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(20)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(21)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(22)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(23)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(24)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(25)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(26)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(27)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(28)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(29)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(30)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(31)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(32)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(33)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(34)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(35)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(36)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(37)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(38)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(39)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(40)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(41)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(42)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(43)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(44)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(45)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(46)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(47)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(48)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(49)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(50)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(51)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(52)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(53)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(54)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(55)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(56)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(57)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(58)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(59)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(60)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(61)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(62)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(63)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(64)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(65)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(66)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(67)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(68)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(69)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(70)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(71)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(72)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(73)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(74)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(75)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(76)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(77)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(78)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(79)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(80)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(81)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(82)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(83)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(84)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(85)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(86)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(87)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(88)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(89)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(90)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(91)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(92)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(93)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(94)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(95)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(96)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(97)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(98)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(99)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(100)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(101)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(102)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(103)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(104)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(105)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(106)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(107)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(108)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(109)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(110)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(111)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(112)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(113)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(114)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(115)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(116)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(117)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(118)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(119)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(120)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(121)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(122)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(123)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(124)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(125)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(126)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(127)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(128)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(129)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(130)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(131)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(132)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(133)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(134)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(135)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(136)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(137)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(138)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(139)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(140)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(141)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(142)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(143)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(144)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(145)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(146)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(147)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(148)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(149)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(150)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(151)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(152)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(153)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(154)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(155)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(156)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(157)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(158)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(159)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(160)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(161)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(162)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(163)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(164)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(165)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(166)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(167)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(168)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(169)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(170)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(171)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(172)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(173)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(174)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(175)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(176)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(177)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(178)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(179)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當らしむること、而して本島供給組合は消費者に對する配給數量を叓擔業者又は農産倉の團體に申込むこと

(180)　叓擔業者又は農産倉の團體を以て全島を一九とせる臺灣米穀納　協會を組織し米穀の全部に亙り檢査を實施し消費米の規格を統一すること

(181)　即ち州廳別に米穀配給組合を組織しめ之を通つかの施設に於ては今迄消費地に對し配給の任に當ら

牡丹崩れず

（六七）

竹田敏彦 作
岩田專太郎 畫

許されぬ戀（二）

その朝——

妻には、朝の食事をそこ〳〵に出掛けた良人の鞄や外套の着換えなどを調えるため、あとにただ一人ポツネンと取り殘されつゝあるような寂寥感を覺えるのが常であった。

「始めの數年は戀愛である。新婚生活の樂しさである。從つて、良人の歸宅が待ち遠しくもあり、また、良人の歸宅を待つ心の樂しさでもあった。

「ところが、それも、ほんの一時のことで、やがて、良人の歸宅が待ち遠しくなり、良人の歸宅を待つ心の樂しさが、いつとはなしに、消えてしまうのである。

妻には、それが、どうしても、不思議でならなかった。

「お留守でよ……それで、昨夜の御歸宅は？」

「すぐやすみます」

「何處へいらしたの？」

妻には、夫の顏に、何うやら、疲勞の色が濃いように思われてならなかった。

「少佐さんぱよ」

臨終の父、愛息を激勵

隊員の家族もよく任務を認識

麗し、集團勤勞に協力

報國青年隊 美談

【名古屋】名古屋市報國青年隊第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第百、第百一、第百二、第百三、第百四、第百五、第百六、第百七、第百八、第百九、第百十、第百十一、第百十二、第百十三、第百十四、第百十五、第百十六、第百十七、第百十八、第百十九、第百二十、第百二十一、第百二十二、第百二十三、第百二十四、第百二十五、第百二十六、第百二十七、第百二十八、第百二十九、第百三十、第百三十一、第百三十二、第百三十三、第百三十四、第百三十五、第百三十六、第百三十七、第百三十八、第百三十九、第百四十、第百四十一、第百四十二、第百四十三、第百四十四、第百四十五、第百四十六、第百四十七、第百四十八、第百四十九、第百五十、第百五十一、第百五十二、第百五十三、第百五十四、第百五十五、第百五十六、第百五十七、第百五十八、第百五十九、第百六十、第百六十一、第百六十二、第百六十三、第百六十四、第百六十五、第百六十六、第百六十七、第百六十八、第百六十九、第百七十、第百七十一、第百七十二、第百七十三、第百七十四、第百七十五、第百七十六、第百七十七、第百七十八、第百七十九、第百八十、第百八十一、第百八十二、第百八十三、第百八十四、第百八十五、第百八十六、第百八十七、第百八十八、第百八十九、第百九十、第百九十一、第百九十二、第百九十三、第百九十四、第百九十五、第百九十六、第百九十七、第百九十八、第百九十九、第二百、第二百一、第二百二、第二百三、第二百四、第二百五、第二百六、第二百七、第二百八、第二百九、第二百十、第二百十一、第二百十二、第二百十三、第二百十四、第二百十五、第二百十六、第二百十七、第二百十八、第二百十九、第二百二十、第二百二十一、第二百二十二、第二百二十三、第二百二十四、第二百二十五、第二百二十六、第二百二十七、第二百二十八、第二百二十九、第二百三十、第二百三十一、第二百三十二、第二百三十三、第二百三十四、第二百三十五、第二百三十六、第二百三十七、第二百三十八、第二百三十九、第二百四十、第二百四十一、第二百四十二、第二百四十三、第二百四十四、第二百四十五、第二百四十六、第二百四十七、第二百四十八、第二百四十九、第二百五十、第二百五十一、第二百五十二、第二百五十三、第二百五十四、第二百五十五、第二百五十六、第二百五十七、第二百五十八、第二百五十九、第二百六十、第二百六十一、第二百六十二、第二百六十三、第二百六十四、第二百六十五、第二百六十六、第二百六十七、第二百六十八、第二百六十九、第二百七十、第二百七十一、第二百七十二、第二百七十三、第二百七十四、第二百七十五、第二百七十六、第二百七十七、第二百七十八、第二百七十九、第二百八十、第二百八十一、第二百八十二、第二百八十三、第二百八十四、第二百八十五、第二百八十六、第二百八十七、第二百八十八、第二百八十九、第二百九十、第二百九十一、第二百九十二、第二百九十三、第二百九十四、第二百九十五、第二百九十六、第二百九十七、第二百九十八、第二百九十九、第三百、第三百一、第三百二、第三百三、第三百四、第三百五、第三百六、第三百七、第三百八、第三百九、第三百十、第三百十一、第三百十二、第三百十三、第三百十四、第三百十五、第三百十六、第三百十七、第三百十八、第三百十九、第三百二十、第三百二十一、第三百二十二、第三百二十三、第三百二十四、第三百二十五、第三百二十六、第三百二十七、第三百二十八、第三百二十九、第三百三十、第三百三十一、第三百三十二、第三百三十三、第三百三十四、第三百三十五、第三百三十六、第三百三十七、第三百三十八、第三百三十九、第三百四十、第三百四十一、第三百四十二、第三百四十三、第三百四十四、第三百四十五、第三百四十六、第三百四十七、第三百四十八、第三百四十九、第三百五十、第三百五十一、第三百五十二、第三百五十三、第三百五十四、第三百五十五、第三百五十六、第三百五十七、第三百五十八、第三百五十九、第三百六十、第三百六十一、第三百六十二、第三百六十三、第三百六十四、第三百六十五、第三百六十六、第三百六十七、第三百六十八、第三百六十九、第三百七十、第三百七十一、第三百七十二、第三百七十三、第三百七十四、第三百七十五、第三百七十六、第三百七十七、第三百七十八、第三百七十九、第三百八十、第三百八十一、第三百八十二、第三百八十三、第三百八十四、第三百八十五、第三百八十六、第三百八十七、第三百八十八、第三百八十九、第三百九十、第三百九十一、第三百九十二、第三百九十三、第三百九十四、第三百九十五、第三百九十六、第三百九十七、第三百九十八、第三百九十九、第四百、第四百一、第四百二、第四百三、第四百四、第四百五、第四百六、第四百七、第四百八、第四百九、第四百十、第四百十一、第四百十二、第四百十三、第四百十四、第四百十五、第四百十六、第四百十七、第四百十八、第四百十九、第四百二十、第四百二十一、第四百二十二、第四百二十三、第四百二十四、第四百二十五、第四百二十六、第四百二十七、第四百二十八、第四百二十九、第四百三十、第四百三十一、第四百三十二、第四百三十三、第四百三十四、第四百三十五、第四百三十六、第四百三十七、第四百三十八、第四百三十九、第四百四十、第四百四十一、第四百四十二、第四百四十三、第四百四十四、第四百四十五、第四百四十六、第四百四十七、第四百四十八、第四百四十九、第四百五十、第四百五十一、第四百五十二、第四百五十三、第四百五十四、第四百五十五、第四百五十六、第四百五十七、第四百五十八、第四百五十九、第四百六十、第四百六十一、第四百六十二、第四百六十三、第四百六十四、第四百六十五、第四百六十六、第四百六十七、第四百六十八、第四百六十九、第四百七十、第四百七十一、第四百七十二、第四百七十三、第四百七十四、第四百七十五、第四百七十六、第四百七十七、第四百七十八、第四百七十九、第四百八十、第四百八十一、第四百八十二、第四百八十三、第四百八十四、第四百八十五、第四百八十六、第四百八十七、第四百八十八、第四百八十九、第四百九十、第四百九十一、第四百九十二、第四百九十三、第四百九十四、第四百九十五、第四百九十六、第四百九十七、第四百九十八、第四百九十九、第五百、第五百一、第五百二、第五百三、第五百四、第五百五、第五百六、第五百七、第五百八、第五百九、第五百十、第五百十一、第五百十二、第五百十三、第五百十四、第五百十五、第五百十六、第五百十七、第五百十八、第五百十九、第五百二十、第五百二十一、第五百二十二、第五百二十三、第五百二十四、第五百二十五、第五百二十六、第五百二十七、第五百二十八、第五百二十九、第五百三十、第五百三十一、第五百三十二、第五百三十三、第五百三十四、第五百三十五、第五百三十六、第五百三十七、第五百三十八、第五百三十九、第五百四十、第五百四十一、第五百四十二、第五百四十三、第五百四十四、第五百四十五、第五百四十六、第五百四十七、第五百四十八、第五百四十九、第五百五十、第五百五十一、第五百五十二、第五百五十三、第五百五十四、第五百五十五、第五百五十六、第五百五十七、第五百五十八、第五百五十九、第五百六十、第五百六十一、第五百六十二、第五百六十三、第五百六十四、第五百六十五、第五百六十六、第五百六十七、第五百六十八、第五百六十九、第五百七十、第五百七十一、第五百七十二、第五百七十三、第五百七十四、第五百七十五、第五百七十六、第五百七十七、第五百七十八、第五百七十九、第五百八十、第五百八十一、第五百八十二、第五百八十三、第五百八十四、第五百八十五、第五百八十六、第五百八十七、第五百八十八、第五百八十九、第五百九十、第五百九十一、第五百九十二、第五百九十三、第五百九十四、第五百九十五、第五百九十六、第五百九十七、第五百九十八、第五百九十九、第六百、第六百一、第六百二、第六百三、第六百四、第六百五、第六百六、第六百七、第六百八、第六百九、第六百十、第六百十一、第六百十二、第六百十三、第六百十四、第六百十五、第六百十六、第六百十七、第六百十八、第六百十九、第六百二十、第六百二十一、第六百二十二、第六百二十三、第六百二十四、第六百二十五、第六百二十六、第六百二十七、第六百二十八、第六百二十九、第六百三十、第六百三十一、第六百三十二、第六百三十三、第六百三十四、第六百三十五、第六百三十六、第六百三十七、第六百三十八、第六百三十九、第六百四十、第六百四十一、第六百四十二、第六百四十三、第六百四十四、第六百四十五、第六百四十六、第六百四十七、第六百四十八、第六百四十九、第六百五十、第六百五十一、第六百五十二、第六百五十三、第六百五十四、第六百五十五、第六百五十六、第六百五十七、第六百五十八、第六百五十九、第六百六十、第六百六十一、第六百六十二、第六百六十三、第六百六十四、第六百六十五、第六百六十六、第六百六十七、第六百六十八、第六百六十九、第六百七十、第六百七十一、第六百七十二、第六百七十三、第六百七十四、第六百七十五、第六百七十六、第六百七十七、第六百七十八、第六百七十九、第六百八十、第六百八十一、第六百八十二、第六百八十三、第六百八十四、第六百八十五、第六百八十六、第六百八十七、第六百八十八、第六百八十九、第六百九十、第六百九十一、第六百九十二、第六百九十三、第六百九十四、第六百九十五、第六百九十六、第六百九十七、第六百九十八、第六百九十九、第七百、第七百一、第七百二、第七百三、第七百四、第七百五、第七百六、第七百七、第七百八、第七百九、第七百十、第七百十一、第七百十二、第七百十三、第七百十四、第七百十五、第七百十六、第七百十七、第七百十八、第七百十九、第七百二十、第七百二十一、第七百二十二、第七百二十三、第七百二十四、第七百二十五、第七百二十六、第七百二十七、第七百二十八、第七百二十九、第七百三十、第七百三十一、第七百三十二、第七百三十三、第七百三十四、第七百三十五、第七百三十六、第七百三十七、第七百三十八、第七百三十九、第七百四十、第七百四十一、第七百四十二、第七百四十三、第七百四十四、第七百四十五、第七百四十六、第七百四十七、第七百四十八、第七百四十九、第七百五十、第七百五十一、第七百五十二、第七百五十三、第七百五十四、第七百五十五、第七百五十六、第七百五十七、第七百五十八、第七百五十九、第七百六十、第七百六十一、第七百六十二、第七百六十三、第七百六十四、第七百六十五、第七百六十六、第七百六十七、第七百六十八、第七百六十九、第七百七十、第七百七十一、第七百七十二、第七百七十三、第七百七十四、第七百七十五、第七百七十六、第七百七十七、第七百七十八、第七百七十九、第七百八十、第七百八十一、第七百八十二、第七百八十三、第七百八十四、第七百八十五、第七百八十六、第七百八十七、第七百八十八、第七百八十九、第七百九十、第七百九十一、第七百九十二、第七百九十三、第七百九十四、第七百九十五、第七百九十六、第七百九十七、第七百九十八、第七百九十九、第八百、第八百一、第八百二、第八百三、第八百四、第八百五、第八百六、第八百七、第八百八、第八百九、第八百十、第八百十一、第八百十二、第八百十三、第八百十四、第八百十五、第八百十六、第八百十七、第八百十八、第八百十九、第八百二十、第八百二十一、第八百二十二、第八百二十三、第八百二十四、第八百二十五、第八百二十六、第八百二十七、第八百二十八、第八百二十九、第八百三十、第八百三十一、第八百三十二、第八百三十三、第八百三十四、第八百三十五、第八百三十六、第八百三十七、第八百三十八、第八百三十九、第八百四十、第八百四十一、第八百四十二、第八百四十三、第八百四十四、第八百四十五、第八百四十六、第八百四十七、第八百四十八、第八百四十九、第八百五十、第八百五十一、第八百五十二、第八百五十三、第八百五十四、第八百五十五、第八百五十六、第八百五十七、第八百五十八、第八百五十九、第八百六十、第八百六十一、第八百六十二、第八百六十三、第八百六十四、第八百六十五、第八百六十六、第八百六十七、第八百六十八、第八百六十九、第八百七十、第八百七十一、第八百七十二、第八百七十三、第八百七十四、第八百七十五、第八百七十六、第八百七十七、第八百七十八、第八百七十九、第八百八十、第八百八十一、第八百八十二、第八百八十三、第八百八十四、第八百八十五、第八百八十六、第八百八十七、第八百八十八、第八百八十九、第八百九十、第八百九十一、第八百九十二、第八百九十三、第八百九十四、第八百九十五、第八百九十六、第八百九十七、第八百九十八、第八百九十九、第九百、第九百一、第九百二、第九百三、第九百四、第九百五、第九百六、第九百七、第九百八、第九百九、第九百十、第九百十一、第九百十二、第九百十三、第九百十四、第九百十五、第九百十六、第九百十七、第九百十八、第九百十九、第九百二十、第九百二十一、第九百二十二、第九百二十三、第九百二十四、第九百二十五、第九百二十六、第九百二十七、第九百二十八、第九百二十九、第九百三十、第九百三十一、第九百三十二、第九百三十三、第九百三十四、第九百三十五、第九百三十六、第九百三十七、第九百三十八、第九百三十九、第九百四十、第九百四十一、第九百四十二、第九百四十三、第九百四十四、第九百四十五、第九百四十六、第九百四十七、第九百四十八、第九百四十九、第九百五十、第九百五十一、第九百五十二、第九百五十三、第九百五十四、第九百五十五、第九百五十六、第九百五十七、第九百五十八、第九百五十九、第九百六十、第九百六十一、第九百六十二、第九百六十三、第九百六十四、第九百六十五、第九百六十六、第九百六十七、第九百六十八、第九百六十九、第九百七十、第九百七十一、第九百七十二、第九百七十三、第九百七十四、第九百七十五、第九百七十六、第九百七十七、第九百七十八、第九百七十九、第九百八十、第九百八十一、第九百八十二、第九百八十三、第九百八十四、第九百八十五、第九百八十六、第九百八十七、第九百八十八、第九百八十九、第九百九十、第九百九十一、第九百九十二、第九百九十三、第九百九十四、第九百九十五、第九百九十六、第九百九十七、第九百九十八、第九百九十九、第千百、第千百一、第千百二、第千百三、第千百四、第千百五、第千百六、第千百七、第千百八、第千百九、第千百十、第千百十一、第千百十二、第千百十三、第千百十四、第千百十五、第千百十六、第千百十七、第千百十八、第千百十九、第千百二十、第千百二十一、第千百二十二、第千百二十三、第千百二十四、第千百二十五、第千百二十六、第千百二十七、第千百二十八、第千百二十九、第千百三十、第千百三十一、第千百三十二、第千百三十三、第千百三十四、第千百三十五、第千百三十六、第千百三十七、第千百三十八、第千百三十九、第千百四十、第千百四十一、第千百四十二、第千百四十三、第千百四十四、第千百四十五、第千百四十六、第千百四十七、第千百四十八、第千百四十九、第千百五十、第千百五十一、第千百五十二、第千百五十三、第千百五十四、第千百五十五、第千百五十六、第千百五十七、第千百五十八、第千百五十九、第千百六十、第千百六十一、第千百六十二、第千百六十三、第千百六十四、第千百六十五、第千百六十六、第千百六十七、第千百六十八、第千百六十九、第千百七十、第千百七十一、第千百七十二、第千百七十三、第千百七十四、第千百七十五、第千百七十六、第千百七十七、第千百七十八、第千百七十九、第千百八十、第千百八十一、第千百八十二、第千百八十三、第千百八十四、第千百八十五、第千百八十六、第千百八十七、第千百八十八、第千百八十九、第千百九十、第千百九十一、第千百九十二、第千百九十三、第千百九十四、第千百九十五、第千百九十六、第千百九十七、第千百九十八、第千百九十九、第二千百、第二千百一、第二千百二、第二千百三、第二千百四、第二千百五、第二千百六、第二千百七、第二千百八、第二千百九、第二千百十、第二千百十一、第二千百十二、第二千百十三、第二千百十四、第二千百十五、第二千百十六、第二千百十七、第二千百十八、第二千百十九、第二千百二十、第二千百二十一、第二千百二十二、第二千百二十三、第二千百二十四、第二千百二十五、第二千百二十六、第二千百二十七、第二千百二十八、第二千百二十九、第二千百三十、第二千百三十一、第二千百三十二、第二千百三十三、第二千百三十四、第二千百三十五、第二千百三十六、第二千百三十七、第二千百三十八、第二千百三十九、第二千百四十、第二千百四十一、第二千百四十二、第二千百四十三、第二千百四十四、第二千百四十五、第二千百四十六、第二千百四十七、第二千百四十八、第二千百四十九、第二千百五十、第二千百五十一、第二千百五十二、第二千百五十三、第二千百五十四、第二千百五十五、第二千百五十六、第二千百五十七、第二千百五十八、第二千百五十九、第二千百六十、第二千百六十一、第二千百六十二、第二千百六十三、第二千百六十四、第二千百六十五、第二千百六十六、第二千百六十七、第二千百六十八、第二千百六十九、第二千百七十、第二千百七十一、第二千百七十二、第二千百七十三、第二千百七十四、第二千百七十五、第二千百七十六、第二千百七十七、第二千百七十八、第二千百七十九、第二千百八十、第二千百八十一、第二千百八十二、第二千百八十三、第二千百八十四、第二千百八十五、第二千百八十六、第二千百八十七、第二千百八十八、第二千百八十九、第二千百九十、第二千百九十一、第二千百九十二、第二千百九十三、第二千百九十四、第二千百九十五、第二千百九十六、第二千百九十七、第二千百九十八、第二千百九十九、第三千百、第三千百一、第三千百二、第三千百三、第三千百四、第三千百五、第三千百六、第三千百七、第三千百八、第三千百九、第三千百十、第三千百十一、第三千百十二、第三千百十三、第三千百十四、第三千百十五、第三千百十六、第三千百十七、第三千百十八、第三千百十九、第三千百二十、第三千百二十一、第三千百二十二、第三千百二十三、第三千百二十四、第三千百二十五、第三千百二十六、第三千百二十七、第三千百二十八、第三千百二十九、第三千百三十、第三千百三十一、第三千百三十二、第三千百三十三、第三千百三十四、第三千百三十五、第三千百三十六、第三千百三十七、第三千百三十八、第三千百三十九、第三千百四十、第三千百四十一、第三千百四十二、第三千百四十三、第三千百四十四、第三千百四十五、第三千百四十六、第三千百四十七、第三千百四十八、第三千百四十九、第三千百五十、第三千百五十一、第三千百五十二、第三千百五十三、第三千百五十四、第三千百五十五、第三千百五十六、第三千百五十七、第三千百五十八、第三千百五十九、第三千百六十、第三千百六十一、第三千百六十二、第三千百六十三、第三千百六十四、第三千百六十五、第三千百六十六、第三千百六十七、第三千百六十八、第三千百六十九、第三千百七十、第三千百七十一、第三千百七十二、第三千百七十三、第三千百七十四、第三千百七十五、第三千百七十六、第三千百七十七、第三千百七十八、第三千百七十九、第三千百八十、第三千百八十一、第三千百八十二、第三千百八十三、第三千百八十四、第三千百八十五、第三千百八十六、第三千百八十七、第三千百八十八、第三千百八十九、第三千百九十、第三千百九十一、第三千百九十二、第三千百九十三、第三千百九十四、第三千百九十五、第三千百九十六、第三千百九十七、第三千百九十八、第三千百九十九、第四千百、第四千百一、第四千百二、第四千百三、第四千百四、第四千百五、第四千百六、第四千百七、第四千百八、第四千百九、第四千百十、第四千百十一、第四千百十二、第四千百十三、第四千百十四、第四千百十五、第四千百十六、第四千百十七、第四千百十八、第四千百十九、第四千百二十、第四千百二十一、第四千百二十二、第四千百二十三、第四千百二十四、第四千百二十五、第四千百二十六、第四千百二十七、第四千百二十八、第四千百二十九、第四千百三十、第四千百三十一、第四千百三十二、第四千百三十三、第四千百三十四、第四千百三十五、第四千百三十六、第四千百三十七、第四千百三十八、第四千百三十九、第四千百四十、第四千百四十一、第四千百四十二、第四千百四十三、第四千百四十四、第四千百四十五、第四千百四十六、第四千百四十七、第四千百四十八、第四千百四十九、第四千百五十、第四千百五十一、第四千百五十二、第四千百五十三、第四千百五十四、第四千百五十五、第四千百五十六、第四千百五十七、第四千百五十八、第四千百五十九、第四千百六十、第四千百六十一、第四千百六十二、第四千百六十三、第四千百六十四、第四千百六十五、第四千百六十六、第四千百六十七、第四千百六十八、第四千百六十九、第四千百七十、第四千百七十一、第四千百七十二、第四千百七十三、第四千百七十四、第四千百七十五、第四千百七十六、第四千百七十七、第四千百七十八、第四千百七十九、第四千百八十、第四千百八十一、第四千百八十二、第四千百八十三、第四千百八十四、第四千百八十五、第四千百八十六、第四千百八十七、第四千百八十八、第四千百八十九、第四千百九十、第四千百九十一、第四千百九十二、第四千百九十三、第四千百九十四、第四千百九十五、第四千百九十六、第四千百九十七、第四千百九十八、第四千百九十九、第五千百、第五千百一、第五千百二、第五千百三、第五千百四、第五千百五、第五千百六、第五千百七、第五千百八、第五千百九、第五千百十、第五千百十一、第五千百十二、第五千百十三、第五千百十四、第五千百十五、第五千百十六、第五千百十七、第五千百十八、第五千百十九、第五千百二十、第五千百二十一、第五千百二十二、第五千百二十三、第五千百二十四、第五千百二十五、第五千百二十六、第五千百二十七、第五千百二十八、第五千百二十九、第五千百三十、第五千百三十一、第五千百三十二、第五千百三十三、第五千百三十四、第五千百三十五、第五千百三十六、第五千百三十七、第五千百三十八、第五千百三十九、第五千百四十、第五千百四十一、第五千百四十二、第五千百四十三、第五千百四十四、第五千百四十五、第五千百四十六、第五千百四十七、第五千百四十八、第五千百四十九、第五千百五十、第五千百五十一、第五千百五十二、第五千百五十三、第五千百五十四、第五千百五十五、第五千百五十六、第五千百五十七、第五千百五十八、第五千百五十九、第五千百六十、第五千百六十一、第五千百六十二、第五千百六十三、第五千百六十四、第五千百六十五、第五千百六十六、第五千百六十七、第五千百六十八、第五千百六十九、第五千百七十、第五千百七十一、第五千百七十二、第五千百七十三、第五千百七十四、第五千百七十五、第五千百七十六、第五千百七十七、第五千百七十八、第五千百七十九、第五千百八十、第五千百八十一、第五千百八十二、第五千百八十三、第五千百八十四、第五千百八十五、第五千百八十六、第五千百八十七、第五千百八十八、第五千百八十九、第五千百九十、第五千百九十一、第五千百九十二、第五千百九十三、第五千百九十四、第五千百九十五、第五千百九十六、第五千百九十七、第五千百九十八、第五千百九十九、第六千百、第六千百一、第六千百二、第六千百三、第六千百四、第六千百五、第六千百六、第六千百七、第六千百八、第六千百九、第六千百十、第六千百十一、第六千百十二、第六千百十三、第六千百十四、第六千百十五、第六千百十六、第六千百十七、第六千百十八、第六千百十九、第六千百二十、第六千百二十一、第六千百二十二、第六千百二十三、第六千百二十四、第六千百二十五、第六千百二十六、第六千百二十七、第六千百二十八、第六千百二十九、第六千百三十、第六千百三十一、第六千百三十二、第六千百三十三、第六千百三十四、第六千百三十五、第六千百三十六、第六千百三十七、第六千百三十八、第六千百三十九、第六千百四十、第六千百四十一、第六千百四十二、第六千百四十三、第六千百四十四、第六千百四十五、第六千百四十六、第六千百四十七、第六千百四十八、第六千百四十九、第六千百五十、第六千百五十一、第六千百五十二、第六千百五十三、第六千百五十四、第六千百五十五、第六千百五十六、第六千百五十七、第六千百五十八、第六千百五十九、第六千百六十、第六千百六十一、第六千百六十二、第六千百六十三、第六千百六十四、第六千百六十五、第六千百六十六、第六千百六十七、第六千百六十八、第六千百六十九、第六千百七十、第六千百七十一、第六千百七十二、第六千百七十三、第六千百七十四、第六千百七十五、第六千百七十六、第六千百七十七、第六千百七十八、第六千百七十九、第六千百八十、第六千百八十一、第六千百八十二、第六千百八十三、第六千百八十四、第六千百八十五、第六千百八十六、第六千百八十七、第六千百八十八、第六千百八十九、第六千百九十、第六千百九十一、第六千百九十二、第六千百九十三、第六千百九十四、第六千百九十五、第六千百九十六、第六千百九十七、第六千百九十八、第六千百九十九、第七千百、第七千百一、第七千百二、第七千百三、第七千百四、第七千百五、第七千百六、第七千百七、第七千百八、第七千百九、第七千百十、第七千百十一、第七千百十二、第七千百十三、第七千百十四、第七千百十五、第七千百十六、第七千百十七、第七千百十八、第七千百十九、第七千百二十、第七千百二十一、第七千百二十二、第七千百二十三、第七千百二十四、第七千百二十五、第七千百二十六、第七千百二十七、第七千百二十八、第七千百二十九、第七千百三十、第七千百三十一、第七千百三十二、第七千百三十三、第七千百三十四、第七千百三十五、第七千百三十六、第七千百三十七、第七千百三十八、第七千百三十九、第七千百四十、第七千百四十一、第七千百四十二、第七千百四十三、第七千百四十四、第七千百四十五、第七千百四十六、第七千百四十七、第七千百四十八、第七千百四十九、第七千百五十、第七千百五十一、第七千百五十二、第七千百五十三、第七千百五十四、第七千百五十五、第七千百五十六、第七千百五十七、第七千百五十八、第七千百五十九、第七千百六十、第七千百六十一、第七千百六十二、第七千百六十三、第七千百六十四、第七千百六十五、第七千百六十六、第七千百六十七、第七千百六十八、第七千百六十九、第七千百七十、第七千百七十一、第七千百七十二、第七千百七十三、第七千百七十四、第七千百七十五、第七千百七十六、第七千百七十七、第七千百七十八、第七千百七十九、第七千百八十、第七千百八十一、第七千百八十二、第七千百八十三、第七千百八十四、第七千百八十五、第七千百八十六、第七千百八十七、第七千百八十八、第七千百八十九、第七千百九十、第七千百九十一、第七千百九十二、第七千百九十三、第七千百九十四、第七千百九十五、第七千百九十六、第七千百九十七、第七千百九十八、第七千百九十九、第八千百、第八千百一、第八千百二、第八千百三、第八千百四、第八千百五、第八千百六、第八千百七、第八千百八、第八千百九、第八千百十、第八千百十一、第八千百十二、第八千百十三、第八千百十四、第八千百十五、第八千百十六、第八千百十七、第八千百十八、第八千百十九、第八千百二十、第八千百二十一、第八千百二十二、第八千百二十三、第八千百二十四、第八千百二十五、第八千百二十六、第八千百二十七、第八千百二十八、第八千百二十九、第八千百三十、第八千百三十一、第八千百三十二、第八千百三十三、第八千百三十四、第八千百三十五、第八千百三十六、第八千百三十七、第八千百三十八、第八千百三十九、第八千百四十、第八千百四十一、第八千百四十二、第八千百四十三、第八千百四十四、第八千百四十五、第八千百四十六、第八千百四十七、第八千百四十八、第八千百四十九、第八千百五十、第八千百五十一、第八千百五十二、第八千百五十三、第八千百五十四、第八千百五十五、第八千百五十六、第八千百五十七、第八千百五十八、第八千百五十九、第八千百六十、第八千百六十一、第八千百六十二、第八千百六十三、第八千百六十四、第八千百六十五、第八千百六十六、第八千百六十七、第八千百六十八、第八千百六十九、第八千百七十、第八千百七十一、第八千百七十二、第八千百七十三、第八千百七十四、第八千百七十五、第八千百七十六、第八千百七十七、第八千百七十八、第八千百七十九、第八千百八十、第八千百八十一、第八千百八十二、第八千百八十三、第八千百八十四、第八千百八十五、第八千百八十六、第八千百八十七、第八千百八十八、第八千百八十九、第八千百九十、第八千百九十一、第八千百九十二、第八千百九十三、第八千百九十四、第八千百九十五、第八千百九十六、第八千百九十七、第八千百九十八、第八千百九十九、第九千百、第九千百一、第九千百二、第九千百三、第九千百四、第九千百五、第九千百六、第九千百七、第九千百八、第九千百九、第九千百十、第九千百十一、第九千百十二、第九千百十三、第九千百十四、第九千百十五、第九千百十六、第九千百十七、第九千百十八、第九千百十九、第九千百二十、第九千百二十一、第九千百二十二、第九千百二十三、第九千百二十四、第九千百二十五、第九千百二十六、第九千百二十七、第九千百二十八、第九千百二十九、第九千百三十、第九千百三十一、第九千百三十二、第九千百三十三、第九千百三十四、第九千百三十五、第九千百三十六、第九千百三十七、第九千百三十八、第九千百三十九、第九千百四十、第九千百四十一、第九千百四十二、第九千百四十三、第九千百四十四、第九千百四十五、第九千百四十六、第九千百四十七、第九千百四十八、第九千百四十九、第九千百五十、第九千百五十一、第九千百五十二、第九千百五十三、第九千百五十四、第九千百五十五、第九千百五十六、第九千百五十七、第九千百五十八、第九千百五十九、第九千百六十、第九千百六十一、第九千百六十二、第九千百六十三、第九千百六十四、第九千百六十五、第九千百六十六、第九千百六十七、第九千百六十八、第九千百六十九、第九千百七十、第九千百七十一、第九千百七十二、第九千百七十三、第九千百七十四、第九千百七十五、第九千百七十六、第九千百七十七、第九千百七十八、第九千百七十九、第九千百八十、第九千百八十一、第九千百八十二、第九千百八十三、第九千百八十四、第九千百八十五、第九千百八十六、第九千百八十七、第九千百八十八、第九千百八十九、第九千百九十、第九千百九十一、第九千百九十二、第九千百九十三、第九千百九十四、第九千百九十五、第九千百九十六、第九千百九十七、第九千百九十八、第九千百九十九、第一万百、第一万百一、第一万百二、第一万百三、第一万百四、第一万百五、第一万百六、第一万百七、第一万百八、第一万百九、第一万百十、第一万百十一、第一万百十二、第一万百十三、第一万百十四、第一万百十五、第一万百十六、第一万百十七、第一万百十八、第一万百十九、第一万百二十、第一万百二十一、第一万百二十二、第一万百二十三、第一万百二十四、第一万百二十五、第一万百二十六、第一万百二十七、第一万百二十八、第一万百二十九、第一万百三十、第一万百三十一、第一万百三十二、第一万百三十三、第一万百三十四、第一万百三十五、第一万百三十六、第一万百三十七、第一万百三十八、第一万百三十九、第一万百四十、第一万百四十一、第一万百四十二、第一万百四十三、第一万百四十四、第一万百四十五、第一万百四十六、第一万百四十七、第一万百四十八、第一万百四十九、第一万百五十、第一万百五十一、第一万百五十二、第一万百五十三、第一万百五十四、第一万百五十五、第一万百五十六、第一万百五十七、第一万百五十八、第一万百五十九、第一万百六十、第一万百六十一、第一万百六十二、第一万百六十三、第一万百六十四、第一万百六十五、第一万百六十六、第一万百六十七、第一万百六十八、第一万百六十九、第一万百七十、第一万百七十一、第一万百七十二、第一万百七十三、第一万百七十四、第一万百七十五、第一万百七十六、第一万百七十七、第一万百七十八、第一万百七十九、第一万百八十、第一万百八十一、第一万百八十二、第一万百八十三、第一万百八十四、第一万百八十五、第一万百八十六、第一万百八十七、第一万百八十八、第一万百八十九、第一万百九十、第一万百九十一、第一万百九十二、第一万百九十三、第一万百九十四、第一万百九十五、第一万百九十六、第一万百九十七、第一万百九十八、第一万百九十九、第二万百、第二万百一、第二万百二、第二万百三、第二万百四、第二万百五、第二万百六、第二万百七、第二万百八、第二万百九、第二万百十、第二万百十一、第二万百十二、第二万百十三、第二万百十四、第二万百十五、第二万百十六、第二万百十七、第二万百十八、第二万百十九、第二万百二十、第二万百二十一、第二万百二十二、第二万百二十三、第二万百二十四、第二万百二十五、第二万百二十六、第二万百二十七、第二万百二十八、第二万百二十九、第二万百三十、第二万百三十一、第二万百三十二、第二万百三十三、第二万百三十四、第二万百三十五、第二万百三十六、第二万百三十七、第二万百三十八、第二万百三十九、第二万百四十、第二万百四十一、第二万百四十二、第二万百四十三、第二万百四十四、第二万百四十五、第二万百四十六、第二万百四十七、第二万百四十八、第二万百四十九、第二万百五十、第二万百五十一、第二万百五十二、第二万百五十三、第二万百五十四、第二万百五十五、第二万百五十六、第二万百五十七、第二万百五十八、第二万百五十九、第二万百六十、第二万百六十一、第二万百六十二、第二万百六十三、第二万百六十四、第二万百六十五、第二万百六十六、第二万百六十七、第二万百六十八、第二万百六十九、第二万百七十、第二万百七十一、第二万百七十二、第二万百七十三、第二万百七十四、第二万百七十五、第二万百七十六、第二万百七十七、第二万百七十八、第二万百七十九、第二万百八十、第二万百八十一、第二万百八十二、第二万百八十三、第二万百八十四、第二万百八十五、第二万百八十六、第二万百八十七、第二万百八十八、第二万百八十九、第二万百九十、第二万百九十一、第二万百九十二、第二万百九十三、第二万百九十四、第二万百九十五、第二万百九十六、第二万百九十七、第二万百九十八、第二万百九十九、第三万百、第三万百一、第三万百二、第三万百三、第三万百四、第三万百五、第三万百六、第三万百七、第三万百八、第三万百九、第三万百十、第三万百十一、第三万百十二、第三万百十三、第三万百十四、第三万百十五、第三万百十六、第三万百十七、第三万百十八、第三万百十九、第三万百二十、第三万百二十一、第三万百二十二、第三万百二十三、第三万百二十四、第三万百二十五、第三万百二十六、第三万百二十七、第三万百二十八、第三万百二十九、第三万百三十、第三万百三十一、第三万百三十二、第三万百三十三、第三万百三十四、第三万百三十五、第三万百三十六、第三万百三十七、第三万百三十八、第三万百三十九、第三万百四十、第三万百四十一、第三万百四十二、第三万百四十三、第三万百四十四、第三万百四十五、第三万百四十六、第三万百四十七、第三万百四十八、第三万百四十九、第三万百五十、第三万百五十一、第三万百五十二、第三万百五十三、第三万百五十四、第三万百五十五、第三万百五十六、第三万百五十七、第三万百五十八、第三万百五十九、第三万百六十、第三万百六十一、第三万百六十二、第三万百六十三、第三万百六十四、第三万百六十五、第三万百六十六、第三万百六十七、第三万百六十八、第三万百六十九、第三万百七十、第三万百七十一、第三万百七十二、第三万百七十三、第三万百七十四、第三万百七十五、第三万百七十六、第三万百七十七、第三万百七十八、第三万百七十九、第三万百八十、第三万百八十一、第三万百八十二、第三万百八十三、第三万百八十四、第三万百八十五、第三万百八十六、第三万百八十七、第三万百八十八、第三万百八十九、第三万百九十、第三万百九十一、第三万百九十二、第三万百九十三、第三万百九十四、第三万百九十五、第三万百九十六、第三万百九十七、第三万百九十八、第三万百九十九、第四万百、第四万百一、第四万百二、第四万百三、第四万百四、第四万百五、第四万百六、第四万百七、第四万百八、第四万百九、第四万百十、第四万百十一、第四万百十二、第四万百十三、第四万百十四、第四万百十五、第四万百十六、第四万百十七、第四万百十八、第四万百十九、第四万百二十、第四万百二十一、第四万百二十二、第四万百二十三、第四万百二十四、第四万百二十五、第四万百二十六、第四万百二十七、第四万百二十八、第四万百二十九、第四万百三十、第四万百三十一、第四万百三十二、第四万百三十三、第四万百三十四、第四万百三十五、第四万百三十六、第四万百三十七、第四万百三十八、第四万百三十九、第四万百四十、第四万百四十一、第四万百四十二、第四万百四十三、第四万百四十四、第四万百四十五、第四万百四十六、第四万百四十七、第四万百四十八、第四万百四十九、第四万百五十、第四万百五十一、第四万百五十二、第四万百五十三、第四万百五十四、第四万百五十五、第四万百五十六、第四万百五十七、第四万百五十八、第四万百五十九、第四万百六十、第四万百六十一、第四万百六十二、第四万百六十三、第四万百六十四、第四万百六十五、第四万百六十六、第四万百六十七、第四万百六十八、第四万百六十九、第四万百七十、第四万百七十一、第四万百七十二、第

隨筆

房總行

（三）

尾崎一雄

Aから教へられた通り、自轉車の前輪に左手のゴム管をとつた。右手は自轉車のハンドルを握つてゐる。Aは後ろから自轉車を押してゐる。Aの指示に從つて、自轉車を右に左に動かしてみたが、たゞの前輪に左手をとつた

需給の圓滑を期し
米穀の管理實施
全島民の積極的協力を求む

地理的條件による米價の上昇を考慮する事もよう
ハ、關係者、農民等の義務は其の指定せられた數量内に於ける關係米穀の賣渡を圓滑ならしめる事
七、關係者の米穀收入の時期及數量を報告する事
八、第二項により指定せられた數量を賣渡さざる者に對しては其の數量に對する代金の支拂を爲さざる事
九、第二項により指定せられた數量を賣渡さざる者に對しては其の數量に對する代金の支拂を爲さざる事

移出米促進の客

【臺北十二日發電話】總督府は十二日午後二時より臺北市内各新聞社通信社の記者團と會見し米穀管理實施に關し左の如く發表した
一、米穀管理實施に關しては既に發表の通りであるが、其の實施に當つては米穀の需給關係を圓滑ならしめ、且つ生産者及消費者の利益を增進するため關係者の協力を必要とするので、其の趣旨を徹底せしめるため關係者團體の代表者を招集して懇談會を開催することとなつた、懇談會は大體次の通りである
一、米穀管理の實施に伴ひ從來の慣行を變更する點もあるが、之等は何れも米穀の需給を圓滑ならしめ、且つ生産者及消費者の利益を增進するために採られる措置であるから、關係者は之等の趣旨を十分理解し、協力して其の實施を期する必要がある
一、米穀の需給關係は、本年は内地米の豫想收穫高が昨年に比し減收の見込であるのみならず、移出米の減少、移入米の增加等の關係から、内地米の需給關係は昨年に比し相當逼迫の狀態にあるので、米穀の配給統制を强化し、其の適正なる運用を圖ることが必要である
一、米穀の需給關係を圓滑ならしめ、且つ生産者及消費者の利益を增進するためには、米穀の移出入を適正ならしめる必要があるので、移出入に關する關係者の協力を必要とする
一、米穀の需給關係を圓滑ならしめ、且つ生産者及消費者の利益を增進するためには、米穀の移出入を適正ならしめる必要があるので、移出入に關する關係者の協力を必要とする
一、米穀の需給關係を圓滑ならしめ、且つ生産者及消費者の利益を增進するためには、米穀の移出入を適正ならしめる必要があるので、移出入に關する關係者の協力を必要とする
一、米穀の需給關係を圓滑ならしめ、且つ生産者及消費者の利益を增進するためには、米穀の移出入を適正ならしめる必要があるので、移出入に關する關係者の協力を必要とする

米穀增産の打合會

【臺北十二日發電話】總督府は十三日午前十時より各州廳關係課長、農會關係者、米穀商組合關係者等を招集し、米穀增産打合會を開催する筈であるが、午後五時より總督官邸に於て總督主催の晩餐會を開催する筈である

英靈内地へ歸る

○○部隊の戰歿勇士の英靈○○柱は十五日午後四時二十分基隆着、同四十分發列車にて内地へ歸還する筈

白衣の勇士内地へ

臺北陸軍病院に收容中の白衣の勇士の一部は十五日午後四時二十分基隆着、同四十分發列車にて内地へ歸還する筈

勳八等旭日章を賜ふ

故松田本社從軍記者の餘榮

【臺北特電】故松田本社從軍記者の餘榮は、既報の如く去る十日午前十時より臺北市内の自宅に於て、同人の遺族に對し勳八等旭日章を授與せられたが、此の傳達式は臺北憲兵隊長コルホリス・セヤール中將の臨席を得て嚴肅裡に擧行され、ルポルタージュの大家として令名を馳せた松田氏の榮譽を讃へ、且つ其の遺族を慰めるに相應しい式典であつた

南支獨特の粵曲を
音盤や電波で紹介
その使節團一行上京の途次寄臺

【高雄通信】高雄一步會の一行十餘名は十二日午後一時半高雄驛着の列車にて北上、臺北ホテルに投宿したが、同夜は同ホテルに於て歡迎晩餐會を開催した

社會教化指導者
の養成講習會

【新竹特電】昭和化指導者の一助として國語普及に關する講習會を新竹州に於ては十二日より十五日迄の四日間新竹公會堂に於て開催することとなつた、講師は總督府より派遣の社會教化官、國語學校教授、新竹州内の國語教師等である

臺北州民百萬を動員
本夏も勤行報國運動

【臺北支局特電】臺北州に於ては本夏も亦勤行報國運動を展開することとなつたが、其の實施に關する細目は次の如くである

一、生産擴充報國
二、消費節約報國
三、其の他報國實行の爲の必要事項

經濟合作の好模範
日華合辦厦門水産組合

【臺北支局特電】厦門に於ける日華合辦厦門水産組合は目下設立準備中であるが、愈々四月末日を以て設立することとなつた、同組合は資本金百萬圓、組合員は日本人側三十名、支那人側三十名、計六十名にて組織し、組合長は日本人側より選出することとなつてゐる

獨逸の二百五十粁砲
白國から英砲撃ふ
新兵器を語る　長谷川少將

〝こそ殊勳甲〟
陣中で一軍醫大尉の美談

〝惡鬼團〟と怖れられた
遊撃隊崩れの强盜
潮汕地方を荒して一網打盡

新中國建設の礎石
指導員の壯烈な死
大和魂の眞髓上村一久氏

薄倖の二船員ら
輕い懷中に苦惱
誰か惠みの主はゐりませんか

ローマの街々に
反英のポスター
北歐の英佛軍戰勝を皮肉る

諸懸案を可決
汕頭居留民會評議員會

臺地を整理して
六萬餘坪の地所

汕頭神社を創建
在汕邦人の願望達せらる

洪牙利から祝賀交響樂
先陣承つて我が國へ
二千六百年を祝ふ奉祝歌

南洋の洋き動
（3）
蘭印の實情
爪哇と日本人
臺北帝大教授　岩生成一

英砲艦ペンブローク號
揚子江上で座礁
救援に來るも艦底に穴

下檢察官が特別放送

高千穂丸
十二日入港

高砂丸
十二日入港

綾葉丸遭難
乘組員の一人救助さる

父慶治儀
御會葬御禮
御會葬御禮
汐頭神社創建委員
會葬御禮
斷髮女の溺死體
空知郡に又山火事
魂の投合が必要
大相撲五日目勝負
文化映畫「廣東」來月臺北で封切
けふの天氣

復場所大相撲

全勝は安藝と五ツ【五日目】

鹿島、大潮今場所初の大物喰ひ

五人抜敗退碁戰

本因坊秀哉 社中 対 日本棋院

孫子の『爭點』

左邊への先鞭が肝要

評解　七段　加藤　信

けふの好取組

神東山―松浦潟

若手がだらう新進とも云ひ難い取手だがらう新進とも云ひ難い取手だがらう新進とも云ひ難い取手だが